

## 誓 約 書

要綱で定める、板橋区内で事業所を賃借していること、売上の減少が規定の期間と比べて20%以上減少していること、その他の事由を満たしております。また、法人住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は個人住民税）については、納期到達分までを納税しており、助成金の対象であることを誓約します。なお、今後も事業を継続して実施していきます。

以上により、各種調査が必要な場合は誠実に対応するとともに、虚偽等が判明した場合や報告等に応じない場合は、助成金の返還等に応じます。

また、代表者、役員その他従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。

（代表者・署名）

---

※代表者の方が自署してください